

太陽光発電設備の設置に関する指導要綱が 施行されます！



敷地面積、発電出力の大小を問わず、
土地に自立して設置する太陽光発電設備は、
平成29年5月1日から届け出が必要となります

土地に自立して設置する太陽光発電設備は、山林や農地に設置されるケースが多く、敷地面積が小さくても、立地によっては周辺的环境に影響を及ぼす恐れがあり、地元住民とのトラブルに至るケースもあります。



村では、これらの課題に対応し、秩序ある開発行為を促すため、「青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱」（以下「指導要綱」という。）を平成29年5月1日より施行することとしました。

これにより、村内全域で実施される、土地に自立して設置する太陽光発電設備については、敷地面積や発電出力の大小にかかわらず、指導要綱の基準に沿って計画していただくことになり、届出が必要な開発行為となります。

なお、対象となるのは、平成29年8月1日以降に工事着手する開発行為ですが、設置の条件により、届出の基準、技術基準等が異なりますので、太陽光発電設備の設置を計画されている方は、早めにご相談ください。

※建物の屋根に設置する太陽光発電設備は対象外です。

～お問合せ先～

青木村役場総務企画課

TEL 0268-49-0111

FAX 0268-49-3670